

「第1回県政改革に関する検証委員会」議事録

日 時 平成20年5月23日(金) 13:30～15:06

場 所 高知共済会館3階大ホール「金鷲」

出席者 県政改革に関する検証委員会：

根小田会長、参田委員、田所委員、筒井委員、那須委員
事務局：

【総務部】 恩田部長、浜田副部長、岩城副部長
片岡県政情報課長、田島課長補佐
田村行政管理課長、岡村課長補佐

【政策企画部】 吉良人権課長、三浦課長補佐

【商工労働部】 岡村部長、山崎副部長、久保副部長

浜口商工政策課長、山崎経営支援課長、近澤課長補佐

1 委員への委嘱状の交付(知事)

2 知事あいさつ

高知県知事の尾崎正直でございます。

県政改革に関する検証委員会の開会に先立ちまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様には、大変ご多用のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、今回が第1回目でございますけれども、今後、9月頃まで、ほぼ10日に1回のペースという、大変なハードスケジュールを予定しておりまして、委員の皆様には、大変なご負担をおかけすることになります。それにも関わらず委員をお引き受けいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

本日、この検証委員会、私としては非常に今後の県政、今後の10年間、20年間、30年間にとって、極めて重要な会だと思っております。お手元にもお配りさせていただきましたが、敢えて、私の考えというものを文書とさせていただいております。

この検証委員会の趣旨・目的につきましては、委員をお願いする際に、担当者から説明させていただいていることと思っておりますけれども、立ち上げの会でもございますので、先ほども申し上げましたように、改めて私からお話をさせていただきたいと思っております。

ご存知のとおり、この3月25日に協業組合モード・アバンセへの融資に関する住民訴訟の和解が成立し、事件に関係した当時の県の幹部が、県に対する損害補填金の一部として、総額2,000万円を支払うこととなりました。これに先立つ昨年8月28日には、この融資事件に関連して、元副知事や部長などが刑事責任を問われ、最高裁で実刑が確定しており、本件は、県の行いました政策決定に対して、関係する県職員の刑事責任が

厳しく追求されたという、全国的にも極めて異例な事件であった訳でございます。

この事件に関しましては、県議会でも、百条特別委員会を設けて真相解明に取り組まれ、県に対して再発防止に向けた提言も行われております。また、県では、この提言や事件の反省に立って、幹部職員による「県政改革に向けての決意」これを表明し、それに基づいて県政改革のための具体的な取組みも行ってまいりました。

こうした中で、今回、改めてこの検証委員会をお願いすることとしました私の思いといたしましては、まず、これだけの異例、重大な事件が起こった訳でございますので、今回の和解をきっかけとして、県としては、その原因、理由を総括し、再発防止策を含めて、県民の皆様にご説明する責任があるということがございます。

その際には、当時の組織体制や意思決定プロセスについて

- ・どのような背景、どのような事実関係があったのか。
- ・どのようなプロセスで意思決定が行われたのか。
- ・そこに、どのような問題点があったのか。
- ・例えば、なぜ担当者からトップに至るまでチェックが働かなかったのか。
- ・なぜ毅然とした対応が取れなかったのか。

このような点については、個人の資質の問題として矮小化するのではなく、組織の問題として、すなわち組織体制、意思決定プロセスの問題として検証することが必要だと考えております。

また、県政改革の取組みも6年以上になりました。このことを踏まえまして、

- ・これまで、どのような視点で、どのような取組みが行われてきたのか。
- ・この取組みは風化していないか。
- ・今の取組みで十分なのか。

などを、改めて検証する必要があるのではないかと考えております。

これらを通して、このような事件の再発防止に向け、特定の者の利害関係を伴う事項に関する意思決定システムのあり方や、県政改革の今後のあり方についてご検討いただきたいと思っています。これにより担当者各々の個人の資質のみに任せるのではなく、二度とこのようなことを起こさないような県庁組織の体制づくりを行っていかねばならないと考えているところでございます。

そして、こうした県政改革については、不断に検証し、決意を新たにすることが大事だとも考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門の知識を活かしていただきながら、客観的な立場からこの事件についてご検証いただき、再発防止などに向けての実効あるご提言をいただければ、誠に幸いです。

繰り返しになりますが、大変お忙しい中、重責をお引き受けいただきましたことに深く感謝いたしますとともに、この検証委員会が今後の県政改革のために、また、ひいては県民の皆様にとって、実り多いものとなりますようお願い申し上げまして、誠に簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

本当に、よろしくお願い申し上げます。

3 委員自己紹介、事務局自己紹介

略

4 検証委員会設置要綱の説明

(行政管理課長)

お手元にお配りしています資料2の検証委員会設置要綱をご覧ください。よろしいでしょうか。

この要綱は、一番下の附則に書いていますように、5月1日から施行ということになっておりまして、県側で要綱を定めたという位置付けになっております。この要綱に基づきまして、委員をお願いしているということでございます。

まず、第1条は設置の趣旨になっていまして、「協業組合モード・アバンセへの融資に係る住民訴訟の和解を受け、客観的な立場から、当該事件を起すに至った県庁の組織としての問題点やその後の県の対応について検証するとともに、同様の事件の再発防止のため、県政改革に関する検証委員会を設置する。」ということになっています。

2条は飛ばしまして、第3条の組織ですけれども、委員さんは6名以内で組織するというので、6人の方をお願いしております。それから、委員の任期につきましては、委嘱の日、本日から平成21年3月31日、年度いっぱいということになっております。予定といたしましては、9月末までに最終的な報告書ということを予定しておりますけれども、任期につきましては年度内ということにさせていただいております。

それから、運営、第4条でございますが、「検証委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。」ことにしております。それから第5項でございますが、「検証委員会の会議は、公開」と、本日もそういう形にしておりますけれども、公開ということにしています。「ただし、委員の全員が同意し、会長が特に認めるときは、この限りではない。」ということにさせていただいております。

第5条は庶務でございますが、私の課、行政管理課の方で処理をさせていただくことにしております。

雑則ですが、「要綱に定めるもののほか、必要な事項につきましては、会長が別に定める。」と、こういった内容になっています。

簡単に、要綱について、ご説明させていただきました。

特にご質問とかなければ、次に進めさせていただきたいと思っております。

5 議事

(1) 会長互選

(総務部長)

それでは、議長が決まりますまでの間、仮の議長として務めさせていただきたいと思っております。

今ご案内になっております設置要綱「第4条第1項」に規定されています会長の互選

をお願いしたいと思います。互選につきまして、ご意見ございますでしょうか。

事務局の方で、案を申し上げてよろしいでしょうか。それでは、事務局の案ということで、どうでしょうか。

(行政管理課長)

事務局といたしましては、高知大名誉教授の根小田先生をお願いをしてはと考えております。

(総務部長)

根小田委員をお願いしたいとの案が示されましたけども、皆さん、いかがでございましょうか。

(一同)

異議なし。

(総務部長)

よろしゅうございますか。それでは、ご賛同いただきましたので、根小田委員に会長をお願いするというので、お願いしたいと思います。根小田委員には会長の席によるしく願います。

(会長)

誠に僭越ではございますが、県政改革に関する検証委員会の会長を引き受けさせていただきます。

この問題が発生いたしましてから、ほぼ10年以上も経過しておりまして、この間、議会の百条委員会でありますとか、県庁の方でもいろんな取組がなされてきたわけでありまして、相当程度、問題点とか課題が明らかになっているように思いますが、ただ県議会だとか県庁以外の県民の立場と言いますか、そういう観点からの検討も、また意義があるのではないかと思いますし、そういう点も含めまして、改めて現時点で問題点、課題を明らかにして、有益な再発防止策を提言できればと思っておりますので、委員の皆様には率直なご意見を、是非、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきますが、議事に入ります前に、皆さんにお諮りしておくことがございます。

お手元の委員会の要綱をご覧いただきたいのですが、第4条第5項で、この会議は公開となっております。本日も傍聴の方もおられますとおり、会場スペースが許す限り傍聴を認めることになっておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入って参りますが、本日の議事は、お手元の議事次第にありますように、モード・アバンセ事件の概要説明、それから、県政改革の取組状況の概要説明、それから、今後の検証の進め方についての協議の3項目でございまして。

概要説明が2項目ありますので、説明内容についての質問、ご意見は、各項目の説明の終了ごとに行うようにしたいと思います。

それでは、早速、モード・アバンセ事件の概要について、県からの説明をお願いします。説明資料は、事前に各委員にお配りしていますので、ご覧いただいていると思います。説明の方は重要な部分を中心に簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(2) モード・アバンセ事件の概要説明

(経営支援課長)

説明は、資料の3から5を使ってさせていただきます。

なお、資料の3の時系列表の記述や説明の内容は、主として百条委員会の報告書と背任事件の高知地裁判決を参考にいたしました。

モード・アバンセの融資問題は、公的融資に関して融資に関わった県の職員が背任罪という刑事責任を問われた全国でも例を見ない事件でした。

南国市緑ヶ丘（通常、南国市十市という。）に主たる事務所を置く「協業組合モード・アバンセ」が同所に設置した縫製工場の整備に関して、県は中小企業事業団法に基づく中小企業高度化事業資金（以下「高度化資金」という。）を貸付け、更に、自己資金の不足などから操業当初から資金繰りに窮して破綻の危機にあったモード・アバンセに対して、県が直接資金を貸付け（以下「県単融資」という。）していたものです。

この県単融資に関して、高知新聞が「やみ融資」「制度隠し予算流用」などと報じたことが発端となり、平成12年3月、県議会にいわゆる百条委員会「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」が設置されました。

百条委員会の調査の過程で、モード・アバンセの代表者らが高度化資金を詐取した疑いで告発され、元副知事以下4名も背任罪で告発されました。

告発に基づき、モード・アバンセ代表者ら4名が逮捕起訴され、うち3名につき詐欺罪の有罪が確定。更に、元副知事ら3名は背任の容疑で逮捕され、最終的に実刑を伴う背任罪の有罪が確定しました。

また、これらの刑事裁判とは別に、高度化資金約14億円、県単融資約12億円、併せて約26億円が回収不能となることは明らかであるとして、知事とこれらの融資に関わった職員に損害賠償を求める住民訴訟が提起されていました。

この住民訴訟は、最近まで継続していましたが、高知地裁の和解勧告に従い、被告らが解決金として県に2,000万円、原告側の訴訟費用として500万円、総額2,500万円を支払うことで和解し、平成20年3月25日に終結しました。

このモード・アバンセの事件には、高度化資金の融資と県単融資の2つが関わっています。

まず、高度化資金の貸付の経緯からご説明しますが、その前に高度化資金とは何かということから説明させていただきます。

資料の4をご覧いただきたいのですが、高度化資金助成制度とは、人的にも資金調達

においても弱い立場にある中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業などに対し、コンサルタント面及び資金面から助成する制度です。

特色としては、

1. 中小企業の集団化、共同化、協業化など政策目的を達成するための制度であり、中小企業の結合体である組合等が行う大規模な工場、店舗や工業団地の整備などを支援してきています。
2. 資金の貸付要件は、長期低利なものとなっており、特別なものは無利子で、貸付期間も15年ないし20年以内となっています。
3. 貸付けの審査を行う前に経営診断指導が行われ、必要な場合は事業計画の修正勧告を行うことになっています。
4. 融資は中小企業事業団（現在の「中小企業基盤整備機構」）と都道府県の協調により行うことになっており、資金の約7割は事業団が負担します。貸付けの窓口には、主として都道府県がなっています。
5. にあるように、工業団地や卸売り街を建設する集団化事業、商店街を町ぐるみで改造して街全体を新しくよみがえらせる商店街近代化事業など、本県でもこれまで活用されてまいりました。

なお、モード・アバンセが貸付を受けた高度化資金は、次の2ページ、高度化事業の体系表の事業の共同化・協業化の共同施設事業ですが、このうち地域改善対策高度化事業（無利子で償還期間15年）の適用を受けたもので、地域改善対策高度化事業については3ページ以下に載せていますので、ご参照願います。

この高度化資金を活用して同和地区の縫製業の高度化、近代化を図るというものがモード・アバンセへの融資の目的でした。

そこで、この当時の縫製業を取り巻く状況がどうであったかを簡単に説明させていただきます。

本県では、地域住民の就労の場を確保することを目的に設置されました共同作業場の大半を縫製関係が占めており、特に女性の安定就労の場として大きな役割を果たしていました。

しかしながら、全国的に縫製業を取り巻く環境は、消費自体の低迷に加えて、安い労働力を求めてアパレル産業が海外へ進出し、そのため輸入が増加するなど非常に厳しい状況にありました。本県の縫製業も経営規模が零細であり、経済状況の変動の影響を受けやすく、賃加工に頼ってきたという経営基盤の弱さと従業員の高齢化といった課題を抱えていました。

昭和63年の高知県同和対策審議会（以下「同対審」という。）の答申には「中小企業者の組合方式による集団化、協業化による事業構造の高度化の促進等、地域産業の振興を図る必要がある。」また「同和縫製企業等の経営の安定と健全な発展を推進するため、共同作業場の県下的な組織活動をより促進していく必要がある。」といった内容が含まれていました。これは資料3の経緯の表、一番上に載せています。

なお、資料6の6、7ページに同対審の内容の写しを付けていますので、ご参照いた

だければと思います。

このあたりから資料3の時系列表に沿ってご説明して参りますので、ご覧いただきながら、お聞きください。

昭和63年の同和審答申を受けまして、平成2年7月23日に商工労働部内に対象地域就労対策推進チームが設置され、地域商工業の育成、安定就労の促進等の検討が行われていました。

その中の一つに同和縫製企業対策班があり、この班で対象地域内の縫製業に対する就労対策問題の検討が行われていました。

こうした状況を背景に、平成2年秋には対県交渉において、部落解放同盟高知県連合会（以下「解放同盟」という。）から、県商工労働部に対し「大型作業場、同和縫製の高度化、共同化を推し進めるとともに、専門学校の設置を図られたい」という内容の要求が出されていました。

商工労働部は、これに対して「大型作業場、同和縫製の高度化、協業化はこれからの企業経営を進めるに当たって、その効率化を図る上からも求められている共通の課題である」と回答しています。

ここで、当時の同和対策の概要について、詳細の説明は第2回委員会での人権課の説明に譲りますけれども、簡単に説明させていただきますと、昭和40年、国の同和対策審議会答申が出され「同和問題の解決は国の責務であり国民的課題である」と示されました。この答申に基づき昭和44年に同和対策事業特別措置法が施行され、各種の同和対策事業が実施されました。

県でも同和問題の解決に資するため、高知県同和対策審議会が設置され、県の諮問に応じ問題の解決に関する事項を調査審議し、答申を出しています。

また、同和行政を円滑に推進するため「同和対策本部」を設置し、副知事を本部長に、各部局長を本部員として、同和行政の総合的な調整を行っていました。

モード・アバンセの説明に戻ります。後にモード・アバンセの代表者となる安原繁（以下「安原」という。）は、窪川町、佐賀町、中村市において事業グループを形成し同和縫製事業を営んでいましたが、平成2年頃からグループの業績不振が現れ始め、平成3年頃から円高に伴う東南アジア、中国製品の大量流入による受注の減など様々なマイナス要因が重なり、平成5年頃にはグループ全体の業績が悪化していました。

こうした状況を打開するため、安原は、県から高度化資金の貸付を受け業務形態の近代化を図ることを考え、平成4年頃から県に働きかけてきました。

平成4年3月初旬頃、安原は、「高知ニューソーイングマーケティングセンター構想」（以下「ヤスハラ構想」という。）を、高度化資金を利用して最新鋭の設備等を備えたマーケティングセンターの建設を県企画部同和対策課に働きかけました。

これを受けて、中小企業に対する金融制度を担当する商工労働部は、対象地域就労対策推進チームを中心として対応し、平成4年6月には解放同盟書記局次長や書記長の呼びかけで、「同和縫製に関する検討会」という名称で会合し、安原がこの構想を説明し、解放同盟書記局次長が、この構想を県として推進していかなければならないなどと述べ

ています。

検討を重ねた結果、商工労働部は、ヤスハラ構想は同和対策を活用した安原グループの成長戦略であるとの部内意見をまとめ、平成4年9月3日に安原及び解放同盟書記次長に対し、協業化、協同化の点の検討が不十分であること、新規生産機能が計画されていないこと、ソーイングスクール構想それ自体が高度化事業の対象外であることなどを告げ、ヤスハラ構想に対する否定的見解を示しました。

しかしながら一方で、行政として支援するにはグループを共同化する必要があることや、高度化資金制度の手続き面を研究して欲しいなどと告げたことから、安原は安原グループを協業組合とすれば、高度化資金の貸付を受けることができると考えるようになり、高度化資金貸付に向けた調査検討を始めました。

そして、平成5年8月ごろまでに安原は前記構想を基に共同施設計画として「繊維産業界変革に対応するセンター構想」をまとめ、商工労働部に持ち込んでいます。県は、高度化事業として認定できるか検討した結果、認定は可能であるとして、支援する方針を固めています。

高度化事業を導入するために必要な協業組合を作るため、安原は、高知ニット協同組合を組織変更し、構成企業5社で協業組合モード・アバンセを設立。平成6年6月30日に協業組合への組織変更認可申請書が提出され、県は平成6年7月27日に協業組合の設立認可をしました。

なお、モード・アバンセが南国市に本社工場を建設して後は、モード・アバンセの前身である高知ニットが窪川工場となり、構成企業が6社となっています。

協業組合の設立にあたって、県が財務分析を行ったところ、構成企業5社の負債総額が約6億円にもものぼることが明らかになり、県は、これをモード・アバンセが承継すると事業の継続が困難になると判断し、これらの負債をモード・アバンセに承継させず、各社において精算時まで確実に処分するよう指導したところ、安原は確実に処分すると約束をしています。

しかし、この約束が実行されていなかったことが、後日(平成8年8月)判明します。工場の建設計画は、南国市十市に土地を取得し、工場を建設するというもので、事業に必要な資金は土地の取得費と造成費、そして建物の建設費と機械設備購入費で、合計18億4,980万円必要とされていました。

そして、この資金を、平成6年度と平成7年度の2ヵ年で貸し付けることになりました。

高度化資金を借り入れるには、自己資金として事業費の2割、約3億6千万円余りが必要でしたが、安原は、構成企業5社から調達することは無理だと考え、工場の建設を請け負った協連建設から各社が借り入れ、その資金を各社がモード・アバンセに出資し自己資金を調達したかのように装っていました。

高度化資金の平成6年度貸付は、工場建設用の土地の取得費と造成費が貸付の対象となっており、4億9,100万円の貸付を受けましたが、約8,700万円の土地の造成費を1億8,700万円に水増しして貸付を受けていたことが、後になって明らかになっています。

高度化資金の平成7年度貸付は、工場建物の建設費と機械設備の購入費であり、9億5,250万円の貸付を受けましたが、ここでも安原は協連建設と共謀して工場建設代金約5億5,000万円を約7億8,000万円と水増しする見積書を提出して貸付を受けていました。

結果的に、モード・アバンセは、合計で14億4,350万円の高度化資金の貸付を受けました。

そして、平成8年5月には、南国市十市にモード・アバンセの社屋が完成、操業を開始しました。

ここまでが、高度化資金貸付の経緯で、以下は県単融資の経緯です。

モード・アバンセは、操業開始直後から資金繰りに行き詰まり、平成8年6月、県に支援を要請。県は商工労働部の商工政策課、経営流通課、工業振興課の商工3課で連携して支援策を検討することとしました。

検討の結果、約10億円の資金調達が必要と判断し、県から金融機関に対しモード・アバンセへの融資を働きかけています。

しかしながら、金融機関の態度が厳しいことから、平成8年8月23日モード・アバンセの倒産を回避するためには県が直接貸し付けることも検討する必要があると判断し、平成8年度当初予算の県単融資枠から10億円を捻出できるか検討しています。

結果的に、金融機関からは融資を断られたことから、商工労働部としては、モード・アバンセの倒産を回避するためには、県が直接貸し付ける（以下「直貸し」という。）必要があるとの方針を出し、副知事に意見具申をすることとしました。

平成8年9月9日の副知事との協議の中で、商工労働部は、モード・アバンセの倒産を防止しないと400名を超える失業者が生まれるだけでなく、対象地域の重要な就労の場が失われ、審議中の同和対策審議会に大きな影響を与え円滑な運営にも支障が生じること、アバンセの取組は県内縫製業の生き残りの試金石であり、高度化資金という国の制度と併せて県が上乘せの単独施策を講じたとしても、なんら県民の批判を受けるものではないと説明し、県がモード・アバンセに対して直貸しの方針を固めました。

これに対し、平成8年9月11日ごろ、財政課は、特定の一企業に多額の融資は問題、担保もないのに融資して良いか、県が直貸ししても良いのか、補正予算も組まずに他の予算を流用して良いのか、と反対の意見具申をしました。

しかし、副知事の指示により、商工労働部は直貸しの方向で検討に入っています。

このような中、平成8年8月27日に開かれた同和対策審議会では、同和地区の共同作業所について「同和対策課が福祉対策として取り組んできたが、今後は商工労働部が企業育成の問題として取り組むべき。モード・アバンセが400名もの従業員を持つ有数の産業に成長してきたのは、従業員と商工労働部が努力して育成してきたから」と評価する意見が出され、その後、平成8年12月10日に出された同対審答申では、「この取組は今後の縫製工場のモデルとして評価すべきものであり、注視していく必要がある」と評価されています。資料6の15ページに答申の抜粋を載せていますので、これもご参照ください。

平成8年9月25日、副知事の指示を受け、商工労働部ではモード・アバンセへの直貸しを実行するため「平成8年度地域産業高度化支援資金制度」を創設しました。

財源は、既に予算計上済みの県単融資制度貸付金の予算を流用し、議会に諮ることなく総額10億350万円の貸付を実行しました。

翌年、平成9年度には、この県単融資制度を「産業パワーアップ融資制度」として予算計上し、支援を継続することとしています。

この後も、モード・アバンセの経営は改善せず、平成9年11月には、モード・アバンセから県に対し追加融資の要請がなされました。

このため、商工労働部から財政課に対し2億円の追加融資を要請しましたが、2億円貸し付けるより雇用対策を行うべきだと強硬に反対されています。

商工労働部は副知事に2億円を貸し付けなければ、モード・アバンセが年内にも倒産すること、財政課が2億円よりも失業対策をと反対していることを報告。副知事は失業対策より2億円の貸付が良いと思うとして、財政課と協議するよう指示を出しました。

その結果、平成9年12月、県は2億円の追加融資を実行しています。

この県単融資は、年度当初に貸し付けた額を年度末に一旦償還し、翌年度当初に又貸し付けるいわゆる「転がし」という方法で貸し付けるもので、平成11年度まで貸付を継続していました。

冒頭、申しましたように新聞報道が発端となり、平成12年3月、百条委員会の設置とともに平成12年度予算は凍結されました。

平成13年5月31日にはモード・アバンセは操業停止し、事実上倒産しました。

以上が、モード・アバンセの事件の経過でございます。

最後に、モード・アバンセの融資に関して起きた刑事、民事の裁判について、簡単にご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。「詐欺被告事件」というのがございます。

百条委員会の告発により、安原ら3名が高度化資金を詐取した詐欺罪で起訴され、安原は控訴しましたが、結果的に3名とも一審の有罪判決が確定しています。

次に、「損害賠償請求事件」これは高度化資金を詐取した共犯の竹本と同人が経営する協連建設を相手取って、県が起こした5億円の損害賠償請求訴訟で、県が勝訴しています。

2ページの「背任事件」ですが、県単融資について、百条委員会から元副知事以下4名が背任罪で告発され、元副知事、元商工労働部長、元商工政策課長の3名が起訴されました。

一審では、追加融資した2億円が償還の見込みがないにもかかわらず自己保身の目的で貸し付けたと判断され、元商工政策課長を除く2名が執行猶予付きの有罪となりました。

控訴審では、県単融資の全額12億円が高度化資金を詐取された事実を隠すための融資であったと判断され、3名とも実刑の判決を受けました。

いずれも上告しましたが、平成19年8月28日上告棄却の決定により、高裁判決が確

定しています。

「住民訴訟」ですけれども、1つは平成12年6月15日に知事以下融資に関わった個人を被告とする住民訴訟「違法公金支出返還請求事件」が提訴されました。

続いて、平成12年6月20日に県の機関としての知事以下の職員を被告とする住民訴訟「怠る事実の違法確認請求事件」が提訴されましたが、裁判所の指示により平成18年4月25日取下げられています。

最後の3つ目ですが、平成14年6月7日には知事以下3名の個人を被告とする住民訴訟「怠る事実の違法確認請求事件」が提訴されました。これは、担保物件の抵当権の順位を変更したことにより県に損害を与えたというものでした。

このうち1番目と3番目の訴訟が最近まで継続していましたが、冒頭触れましたように、平成20年3月25日和解成立により終結しました。

長くなりましたが、以上でご説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。最初のモード・アバンセ事件の概要についての説明をいただいたわけですが、委員の皆様の方から何か、今の説明に対するご質問、その他、ご意見を含めてございましたら出していただきたいと思います。

今後、いろいろ検討していくうえでも、事実関係を正確に知っておくことは必要だと思いますので、細かな点でも結構です。どうぞ。

(委員)

細かいところもありますが、恐縮ですが、まず、最後の方の損害賠償請求事件があるんですけども、これはいくらか回収されているのですか。

(経営支援課長)

5億円の分ですか。実のところ、勝訴の判決はいただきましたが、企業側が余り支払い能力がありませんで、40万円ずつですか、分割で負担するというので、今、進んでおります。

(委員)

分割で払うという合意ができたということですか。

(経営支援課長)

そうです。

(委員)

それで、実行されているわけですか。

(経営支援課長)

ええ、1回位ですが、実行されております。

(委員)

この総額を分割してということですか。5億円ということだけれども

(経営支援課)

結局、支払い得る、今のところ、この程度しか支払えないと。建設業者でして、今、仕事がなかなかないので、わずかししか支払えないと。収入が増えてきたら、また、増額をしますというふうな話までで終えております。

確実に、毎回、これだけというような約束まではいっておりません。

(委員)

要は、だから、事実上分割になっているという、そういうことですね。

それから、申し訳ないけど、最初の方に戻って、この高度化資金を詐欺を受けたという、そういうことでしたけれども、何かこの事件の前にも同じ様な事件があったということですよ、確か。

(経営支援課長)

はい。

(委員)

それについての説明をしていただきたいのと、その時に何らかの対応策は取られていたかと思うんだけど、今回の事件にあたって、その対応策が生かされたのかどうか。そこら辺はどうでしょうか。

(経営支援課長)

お話の事件は、佐川石灰の高度化融資の件だと思いますが、これも高度化資金を詐取されてというような事件になりまして、これについて、高度化融資についての融資の方法や審査の方法といったことについて検討会を開いて、見直しを行っておりましたが、結局、その教訓が生かされてなかったということは、百条委員会でも厳しく指摘されております。

詳細につきましては、今日、用意しておりませんので、詳しい説明が必要であれば、次回、説明させていただきたいと思っております。

(委員)

もう一点、この県単融資の仕組みがそもそも分からないのですが、どうして、こう県が議会を通さずに融資できる仕組みというのがあるのですか。それはどうなっているの

ですか、仕組みは。

(経営支援課長)

県単融資と言いますのは、割とルールが確立された制度があるというよりは、事案に応じてどういった融資をするかという仕組みを作るということで対応してきております。

今回の場合、10億円ものという高額な融資ですので、本来ですと、やはり予算化して、議会の議案として議会の承認をいただいたうえで実行するというのが望ましかったと思いますが、既にある予算、既計上予算と言いますが、既にある予算の中でそれを流用する、他へ用いることでその資金に充てたというのが今回のものでして、その資金そのものは、現在はやっておりませんが、県の制度融資と申しまして、信用保証協会の保証付きで金融機関が融資をするというような制度融資がございますが、その融資の原資を預託ということで、県が保証協会を通じて融資を実行する金融機関に貸し付けるというふうな、そういう予算がございました。

それが相当多額の200億近くあったと思いますが、その予算の一部を流用するという事で、この事件の場合は対応しています。

(委員)

保証協会の預託すべきところを預託せずに、流用したということですか。

(経営支援課長)

そういうことではなくて、そのための予算を県で組んでおりましたので、その予算を流用したということで、直接、保証協会とは関係のない話です。

(会長)

今の話、僕もちょっと質問なんだけど、県単融資の制度の予算枠があったわけではない。

(経営支援課長)

ないです。

(会長)

そうじゃない。

(経営支援課長)

平成8年度の地域産業高度化支援資金制度の融資の資金は、他の予算から持ってきて使ったということです。

(会長)

制度融資の予算は枠があったと。

(経営支援課長)

そうですね。それは、別の事業の予算ですので。

(会長)

その予算枠は、どれぐらいあったんですか。

(経営支援課長)

確か200億ぐらい。

(会長)

200億。

他にございませんか。質問、どうぞ。

(委員)

県単融資の前に、資料3でご説明があった分なんですけど、中小企業高度化資金助成制度のことです。

これを時系列に見てみますと、平成6年11月10日に計画診断に基づく勧告が行われているんですけども、その総合所見でですね、大きな努力が必要であるがとか、本計画は妥当であると認められると、そういうふうにあります。

それから、平成7年の1月9日には、高度化資金貸付審査会においてというふうに、貸付を承認されております。

この審査会というのは、この資金を貸し付けるということで、中央の方の審査会のことでしょうか。

(経営支援課長)

いや、県の中にある審査会でして、政府系金融機関の支店長さんだとか、県の職員とか、専門家の方、そういうもので構成されています。

ちょっと、これは次回、また、高度化資金のところでも詳しくご説明させていただきたいと思っています。

(委員)

分かりました。そしたら、次回、また、ご説明を伺ってからにしたいと思います。

(会長)

他、何かございませんでしょうか。どうぞ。

(委員)

先ほど、委員から質問があった点に関連しますが、従前、高度化資金の詐取、かつて1度されたことがある。それについて、委員会等を作って対応をしたと。

新聞報道によると、確かその時、報告書を作ったというような話もあるようですので、今回も再発防止のための委員会ということですから、前回そういう出した報告の内容、それも検討してですね、一度、総括をしたのになぜ駄目だったかという観点からも見た方がいいのかなというふうに思います。

それからもう一点、県単融資のことでちょっと分かりにくかったので確認なんですけど、制度融資の枠が200億程度別にあって、その枠を、今回、県単融資に流用したと。そういう整理でよろしいわけですか。

(経営支援課長)

そうです。

(委員)

その制度融資というのは、県と民間の金融機関が一緒になって融資をします。そういうことですか。

(経営支援課長)

かつては、そういう仕組みになっていました。

資金の一部を県が預託という形で出すことで融資することになっていました。

現在、その預託はやっていませんので、現在の制度融資の仕組みは、貸し付ける資金は全く金融機関から出されるという仕組みに変わっておりますけど、当時は、そういう仕組みで、そういう予算があったということでございます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

その他、ございませんでしょうか。

一つ、先ほどの県単融資のところの報告の中で、県庁内で、財政課からかなり反対があったと。失業対策の方をやった方がいいんだと、そういう議論があったと。失業対策か融資かという議論があり、最終的には融資でやった方がいいんだという判断になったと言われたんですが、その辺の事情というのは、どう理解したらよいのでしょうか。単なる経営診断の甘さということでは片付けられない事情。これからの調査検討の課題になるんですが、経営診断が甘かったために融資で何とかなるんだという判断になったということでもないのでしょうかね。

(経営支援課長)

そういうことでもないと思いますが、その辺りが、一応、今のスケジュールでは第3回目のところで県単融資のところでも詳しくご説明させていただきたいかとは思っておりますが、今日のいろいろなご質問の内容でしますと、次回、その辺も併せて少し詳しく説明させていただいた方がいいのかなと思いますので、佐川石灰の問題と、そういった今日のご質問の点について、お答えできるようにしたいと思います。

(委員)

一点質問し忘れていた点で教えていただきたいのですが、今回のモード・アバンセの事件の経緯に関してです。

資料3でご説明いただいておりますが、これだと県単の融資がなされたのが平成8年と9年というふうになっていると思うんですが、参考資料でいただいております詐欺事件の記録によると、平成8年の多分3月頃だと思うんですが、5億円余りが県単融資に基づいてつなぎ資金として、既に貸し付けられていたというような記載があります。

この平成8年の5億円余りの県単融資という事実は、これはあったんでしょうか。ちょっと分かりにくかったので、お願いします。

(経営支援課長)

その部分は、今回、ちょっと説明から除けましたもので、分かりにくかったかと思いますが、実は、高度化資金の貸付けの内定を受けた場合に、実際に資金が交付されるのは大分先になるんです。

だいたい年度末というか、出納閉鎖の5月頃でないと実際の高度化資金の貸付けが受けられないもので、つなぎ資金ということで、内定を受けてから実際のお金が下りるまでの間、融資を受けられる。

そういう制度を、それこそ制度融資の中で作っております、その融資が5億円を融資を受けていたというようなことです。

(会長)

今のは、高度化資金のところですね。高度化資金が出るまでのつなぎ。

(経営支援課長)

内定を受けて、実際のお金が下りるまでの間、つなぎ融資ということで融資が受けられる仕組みがあったということです。

(委員)

この特別委員会の報告書なんかも見ながら聞いていたんですけど、例えば、平成3年に制定された、過去の反省に立ってシステムはできてるんだけど機能しなかったという

ところで、例えば、制度の中でどれぐらい自由度が実際あって、それが運用によって機能しなくなるのかとか、あるいはさっきの経営審査なんかでプロがちゃんとチェックできる体制があったのか。県の職員にプロがいるのか、いなければ他に頼まざるを得なくて、そういう制度の自由度とか、プロの存在とか、あるいはそれがきっちりしていても、どうもこれを見ていると検討会自体が非常に急いでやられた、運用でそれがスキップされてしまうとか、プロセスの中でいろんな問題があると思うんです。

特に、そのプロセスの中で職員が関わりますけど、職員はそこで、そのプロセスの中できちっとした対応ができないというか、あるいは縛られてしまうとかいろんな観点があるので、これは、もう多分、次回以降、事実をチェックする中での話で、要望ですけど、その辺の観点でご説明が、こういうところがポイントですというのが、もし、説明していただければありがたいと思っています。

これをチェックする理由は、一にも二にもこれからの仕事のやり方をきっちりしていこうというのが目的ですので、そういうポイントを押さえて、次回、説明していただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。次回以降の事務局の報告の時に留意していただきたいと思っています。

時間の方が少し経過していますので、まだ多々、ご質問があるかと思いますが、次回以降もしばらく事実関係、経緯の説明もありますので、また、その時に申し出ていただくことにしまして、議事の3番目の県政改革のこれまでの取組状況、それについての説明を行政管理課長の方からお願いいたします。

(3) 県政改革の取組状況の概要説明

(行政管理課長)

行政管理課長の田村でございます。私の方からご説明させていただきます。

それでは、資料7をお願いいたします。資料7は、「モード・アバンセ事件を受けての県の対応」ということになっています。時系列で、整理をさせていただいておりまして、まず、最初に、事件における問題点を点線で囲っています。それに対応してのことを、その下に書かせていただいております。

まず、1番は、高知県融資制度検討会の報告とそれに基づく対応についてですが、融資について、相互牽制が働かなかったこと、融資に関する人材育成の問題、あるいは議会の審議を経なかったことなどの問題点を受けまして、検討会を開催し、「県が独自に直貸制度を創設することは避けるべきである」ことなどを内容とする報告書が平成13年2月に示されまして、これに沿いまして、平成13年度から県直貸制度の廃止、平成16年度からは高度化融資を休止いたしております。

次に、2番目でございますが、これは同和対策の見直しに関しまして、同和行政は、副知事が本部長となって判断する仕組みになっていたことや、取組みの透明性の確保に

関する問題点が指摘されていたことを受けまして、平成 13 年度末となっております同和対策に關します特別措置法の期限を待たずに、組織や事業の一部の見直しを行いますとともに、法期限後は、全ての事業を一般対策に移行する一方、同和関係団体との話し合いを公開するなどの対応をしております。

3 番目は、念書等の公表ですけれども、県民から隠されたところで話し合いが行われ、不適切な対応が行われたことを受けまして、平成 13 年 5 月から、毎年、念書等の公表を行っております。

なお、実績にございます件数ですけれども、平成 13 年 5 月の件数は、それまでの累計の件数で、13 年 8 月以降の件数は、一部、漏れていたものの追加がございますけれども、基本的には、新たに締結した件数となっております。

それから、4 番目は、平成 13 年 9 月に事件の反省に立ちまして、県の幹部が決意を表明しているものでございますけれども、これは、後ほどの資料で改めてご説明させていただきます。

次に、5 でございますが、事業の推進に關しまして、疑問を持った職員の声が十分に反映されなかったという問題に対応するために、平成 14 年 7 月から県庁組織の外部に相談員を設けております。

相談実績といたしましては、1 年当たりの平均で 10 件程度となっております、相談内容といたしましては、職場における人間関係ですとか、弁護士にお願いしてます相談員には業務に関する法律相談などとなっております。

それから、6 は、県への働きかけに対して組織内での情報共有や意思形成過程の情報公開が不十分であった問題点を踏まえまして、平成 15 年度から「職務に関する働きかけ」の公表を行っているものでございます。

公表の対象となる「働きかけ」は、職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにするために、要望、提案、苦情等を伝え、あるいは、あつせん行為を行うものとなっております、一般県民や団体からの重要な要望ですとか、あるいは威圧的な言動を伴ってなされた要望などのほか、国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員からなされた要望等が対象となっております。

なお、公式、公開の場でなされたものですとか、書面によってなされたものについては対象外ということになっております。

登録実績をご覧いただきましたらお分かりのとおり、当初は、37 件とかなりの件数がありましたが、その後は、年に 3 件程度ということでもかなり少なくなってきております。

以上が、事件を受けましての県としての対応のあらましということになります。

次に、資料 8 をお願いします。先ほどもありました、平成 13 年 9 月に行いました県の幹部により「県政改革に向けての決意」ですが、「1 解決すべき課題と改革への決意」というところで、事件の反省に立って県政改革に取り組むことにより、県民の信頼回復につなげるという思いを書いております。「2」では、そのために取り組むこと、あるいは定期的に点検していくこととして 6 項目をあげておりまして、そこにございますように、「1. 特定の個人や団体などへの毅然とした対応を評価する。2. 外部との

話し合いをオープンにする取組みを推進する。3. 課題意識を持ち行動する職員を養成する。4. 庁内の情報共有を徹底し、多面的な議論を確保する。5. 意思形成の過程を県民に明らかにする。6. 情報公開を徹底する。」こういった取組項目を上げております。

なお、同じ資料の2枚目からは、この決意について説明した概要をつけておりますけれども、時間の関係で説明は省略させていただきますので、後ほどご参照ください。

次に、資料9をご覧ください。ただ今ご説明いたしました6項目の取組みを推進するために、平成14年6月に、それまで既に取組まれているものも含めて全体で61項目にわたる具体的な対応策が決められ、その後、8項目が追加されております。

この合計で69項目の対応策につきまして、平成18年6月の時点ですが、その取組状況を取りまとめたものが、この資料となっております。

1ページ目の「3」をご覧くださいと思いますが、当初、取組みが決められましたこの61項目につきまして、この時点での状況を書いております。

例えば、対応できている項目としては48項目あるということで、外部相談員制度の導入ですとか、働きかけについて等が書かれております。

あとは、一部対応できている項目は11項目、対応できていない項目として2項目ということになっています。

それから、次のページの「4」ですけれども、先ほど説明しました新たに追加された8項目の取組みについて、その内容が書かれております。

それから、3ページ以降は一覧表として、この69項目の取組、その取組状況を整理したものでございますけれども、一番左の方にテーマがずっと載っておりますが、これが6項目あるということになります。

それに沿って、更に細かく課題を設定し、対応策を当てはめているということになっております。真ん中に、結果というふうに書いていますが、一番上の方に書いておりますように「●はこの時点で制度化されているもの、○は対応できているもの、△は一部対応できている、×は対応できてない」ということになっておりまして、それぞれ、そこに書いているような状況にあるということでございます。

それから、右欄には平成19年度以降の対応策というものが示されておりますので、ご確認をいただいたらと思います。

以上、誠に簡単ですけれども、事件を受けまして、その後の県の対応のご説明をさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。県政改革のこれまでの取組状況についての説明をいただきましたが、今の説明に対するご質問等ございましたら、どうぞ。

(委員)

県の対応のところの5番の外部相談員の設置というのがあるんですが、これは外部相

談員に相談した後の対応はどうなっているんですか。どうするようになっているんですか。

(行政管理課長)

基本的に、相談者がどう希望するかということによって、対応が分かれて参ります。

相談者が単に相談をして、聞いてもらえれば気が晴れたというような場合もございませし、その場合は相談者限りになります。

ただ、その結果につきましては、こういう相談がありましたというようなことについては、当課が事務局をやっていますけれども、一定のご連絡はいただいております。

あと、相談者の方におきまして、こういう対応をしてもらいたいという、対応を求める相談がございませので、それはその相談者の希望に沿って対応するということになります。

例えば、職場内での上司とのトラブルとかいうようなことがございませたら、当課ですとか、あるいはその所属の上司、あるいは副部長、部長とかいうようなところまでが関わって、その対応に当たるという、そういうことになります。

(委員)

だから、そういう事実関係の確認も含めてやられてるということですか。

(行政管理課長)

そうです。

(委員)

もう一点、念書・覚書の公開のところで、不当な要求に対してどうのこうのという、不当な要求は、今でもやっぱりあるんですか。

どういふのがあったかとか、そんなのは明らかにできないんですか。

(行政管理課長)

具体にはちょっと。担当の課の方から説明します。

(委員)

そういうような一覧みたいなのがあったら、できれば出してもらったらどうかなと思うんだけど。

(県政情報課長)

念書・覚書の集計ということを担当しております。内容で見ますと、例えば、職員労働組合との勤務条件に関するものでございませとか、公共事業の計画等に関するものとか、地元の調整に関するもの、そういったものの割合が多くなっております。

部局別に見ますと、土木部ですとかそういったものが多いという状況になっております。

また、県政改革の取組については、本日以降にテーマとして詳細に議論していただくことになっておりますので、その場で詳細な資料も出したいと思っています。

(会長)

よろしいですか。その他、ございませんか。どうぞ

(委員)

資料7で、これは意見と言いますか、ちょっと気になったことがあります。それぞれの対応ごとに取りまとまっているのですが、例えば1つ目の相互牽制機能が働かなかったとか、行政として毅然とした対応を欠いたとかいうところとですね。一番最後の6番目にあるような、意思形成過程での情報公開が不十分であったという、これ、多分、問題点というのは現象なんですね。

例えば、6番に書いてある情報公開が十分だったら、相互牽制機能を働かさざるを得ないし、あるいは毅然とした態度を取らざるを得ないというようなことから考えると、これから議論されるんでしょうけど、問題点というのは要因の分析みたいなのがいるのかなという気がしたんですね。

誰もやりたくてこんなことやっている人いないと思うので、やらざるを得なかったというのを、それをなるべく避けさせてあげるというので情報公開、例えばですけど、そういうものの、それが1つの要因としてあれば、それぞれのところに入ってくると思うんですけど。

抑制と言いますか、食い止めることができたんだという分析があった方がいいのかなと、ちらっと思いました。

(会長)

他に、ご質問はありませんか。

先ほどの不当な要求というか、具体的にどのようなものがあるかというのは、あの方の会議で、具体的な例を出してもらえますか。出ますか。

(行政管理課長)

情報公開ですとか、情報開示に関することについては、後ほどご相談させていただきますけれども、第4回でまとめてご報告、ご議論いただく予定にしておりますので、その時点で資料提供をさせていただきたいと思います。

(会長)

分かりました。

県政改革の取組状況について、その他、ご質問等ございませんでしょうか。

事実関係なんですけど、百条委員会の報告書の中でも、特に融資業務について、相互牽制機能を有する組織がなかったとか、そういうふうな指摘があるわけですが、その後の県の融資業務に対する方針というか、この事件のあった後の、基本的な方針、体制、組織というのはどうなっているのか、その辺りは。

(経営支援課長)

実際には、高度化資金の貸付といったことは、休止しております。

(会長)

休止状態。

(経営支援課長)

はい。融資のシステムを変えたと言うよりも、融資そのものを、今、止めている状況にあります。

(会長)

高度化資金というのは最初の説明にもありましたけど、国が金を出しますよね、かなり。それも止めてると。

(経営支援課長)

国の仕組みですので、高度化事業そのものはございますけども、県としては平成 14 年から、そういった実績はございません。

(会長)

それから、制度融資というのが出てきましたけど、それも今はなしですか。

(経営支援課長)

制度融資はございます。これは、信用保証協会が保証付きの融資なんですけども、県が融資条件なんかを定めまして、保証料を、融資を受ける方は利息の他に保証料も払わなければなりません。その保証料を県が一定軽減すると。そういった措置を講じる制度融資というものは、それはやっております。

けれど、これはもう融資をするかしないかは、金融機関と保証協会の方が審査しますので、県はそういうその融資の仕組みと言いますか、通常、メニューと言っていますが、メニューを定めるということと保証料を補給するための予算を確保すると、だいたい、それだけになっております。

(会長)

保証料の予算だけですか。予算は。

(経営支援課長)

保証料を補給するという、保証料軽減のための予算ですね。それだけになっております。

(会長)

県の予算はないわけね。かつてのように、預託するのは。

(経営支援課長)

そうですね。預託する予算はございませんので、保証料補給予算というのは、今でも3億ちょっとですので、わずかな額になっています。

(会長)

分かりました。

その他、県政改革の取組についての説明に関するご質問等、ございませんか。

(4) 検証の進め方の協議

(会長)

それでは、次に、今後のこの委員会での検証の進め方、議論の進め方についてですが、今までの説明を踏まえまして、ご議論いただきたいと思えます。

事務局の方からも、何か問題提起があるようですので、事務局に、まず、説明をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(行政管理課長)

先ほどからも進め方に関するご意見が既に出ていますけれども、当面、事務局で想定しておりました案についてご説明し、ご議論いただければと思えます。

まず、資料10をお願いいたします。これは、どういった視点で検証を行うかにつきましての案でございます。

先ほど、冒頭に知事の方から挨拶がありましたけれども、その中身に基本的には沿ったものとなっております。

1番の検証委員会の目的ですけれども、これは基本的に要綱と同様でございまして、モード・アバンセへの融資に係る住民訴訟の和解を受けて、識見を有する客観的な立場から、検討いただくということを書かせていただいています。

当該事件を起こすに至った組織としての問題点、その後の県の対応について検証するとともに、事件の再発防止に向けた提言を行うことを目的として書かせていただいております。

それから、検証の視点でございまして、大きく2点ございまして。

まず、当時の組織体制や意思決定プロセスについては、

- ・どのような背景、どのような事実関係があったのか。
- ・どのようなプロセスで意思決定が行われたのか。
- ・そこに、どのような問題点があったのか。
- ・例えば、なぜ担当者からトップに至るまでチェックが働かなかったのか。
- ・なぜ毅然とした対応が取れなかったのか。

というようなことにつきまして、個人の問題として矮小化するのではなく、組織の問題として検証するという視点で行ってはどうかということにしております。

それから、県政改革の取組みに関しては、

- ・これまで、どのような視点で、どのような取組みが行われてきたのか。
- ・この取組みは風化していないか。
- ・今の取組みで十分なのか。

というようなことについての視点でご検討いただければということにしております。

それから、3番目に、再発防止策として、

- ・特定の者の利害関係を伴う事項に関する県庁組織の意思決定システムのあり方
- ・県政改革の今後のあり方
- ・将来的に、いかに不断の検証を継続していくのか。

といったような視点での検討いただければということで、案として作っております。

それから、次に、資料11でございます。

これは、具体的な委員会の進め方ということになりますが、その概要の案でございます。

まず、1番は会議の全体的なスケジュール、進行の目途ということで書かせていただいています。

1回目から4回目につきましては、基本的には事実関係の説明をさせていただいたうえで、質疑、ご議論をいただくということで、委員の皆様から見ていただいて、組織体制、意思決定プロセスの問題点とか課題を抽出していただいております。

それから、第5回の委員会につきましては、それまでの検証を基に、論点整理を行っていただく。

それから、第6回以降の進め方を確認していただく。

ここまでで事実関係を踏まえた論点整理、今後の進め方というところまでをやっているということをご想定しております。

第6回、第7回につきましては、これまでの県政改革の取組状況を説明させていただいたうえで、それに関する質疑応答、それで問題点や課題を出していただくということをご想定しています。

第8回につきましては、6回、7回の意見を基に取りまとめを行い、再発防止策についても検討をしていく。

それから、第9回から11回の委員会におきましては、それまでの議論を基に、最終的に報告書を取りまとめしていくということで、全体11回の会議の開催をご想定しています。

それから、2番目は会議の公開につきましてですが、公開ということ自体は要綱で定

めております。報道関係以外にも一般の方の傍聴を認めるということにしておりますが、ただ会場の都合がございますので、その場合には数は定めさせていただくことにしています。

会議内容につきましては録音し、本日もしておりますけど、議事録を県のホームページで公開すると。その際の発言記録につきましては、発言者について「会長」「委員」という形で、個人の委員名は表記をしない。自由なご発言をいただくということを考慮しまして、そういう形にしたいということにしています。

それから、3番目といたしまして、全庁的な検証の実施についてということで、この場で検証していただくことと併せまして、一方で、県庁内部での検証を、全職員を参加のうえでを行うことを想定しております。

その結果につきましては、取りまとめたうえで、この場に提出をさせていただいて、検討の材料にさせていただくことを想定しているということでございます。

それから、最後に、資料の12をお願いいたします。

ただ今、申しましたような考え方で、スケジュールの案を作っています。9月までの間で、集中的に行うことを想定しております。知事の挨拶にもございましたように、相当タイトな日程になっておりますので、当面5回目までにつきましては、事前に調整させていただいたうえで日程を決めさせていただいております。

7月の議会では、5回までの論点整理の部分については議会に報告をし、それから、6回目以降11回までを9月の議会までに終了したうえで、9月議会では最終的にこの検証委員会の結果について、報告をさせていただいたらというようなスケジュールを想定しています。

説明の方は以上です。

(会長)

事務局の方から、今後のこの検証委員会での議論、検証の進め方について、基本的な考え方を説明していただきましたが、いかがでしょうか。

(委員)

確認なんですけど、知事のご挨拶にもあったのですけれども、この問題については組織上の問題についてだけ検証するのであって、公務員個人の問題については検証しないという、そういうことでよろしいですか。

つまり、今回の事件もですね、やっぱり、公務員のモラルの低さとか順法意識の欠如というのが底辺にあったと思うんです。

刑事事件なんかに出てくるんですが、部長さんが自分の任期中は、この事件が表にならないようにしてほしいみたいなことを発言したとか、あるいは刑事事件の被告人の主張の中で、ちょっと正確な表現は忘れちゃったけど、こういう政策上の貸付けについては、回収ができなくても仕方ないんだみたいな、そういうような被告人の主張が出てくるんだけど、これはおよそ県民の立場からしたら、何でそんな感覚になるのか非常

に不思議で仕方ないんだけど、どうしてそういうような公務員のモラルが低下したのか。

そこら辺の背景事情というか、根本的な問題ですよ。そういうのについては、ちょっと、今回は深く掘り下げて検証しないという、そういう認識でいいんでしょうか。

(行政管理課長)

組織の問題として検証するというのは、個人個人、特定の個人をどうこうということはないという趣旨でございまして、今、仰ったような、公務員としてのモラルの問題ですとかいうようなことは、検証の対象ということになるのではないかと思います。

ただ、誰をとかいう、個人を特定した、個人を責めるような形での検討にはならないんじゃないかという、そういう趣旨でございまして。

(委員)

逆に、そういうところまで検証の対象にするとすると、ものすごく範囲が広がって、これは到底検証する時間がないんじゃないかというように感じもするんですけど。

基本的なスタンスとしたら、組織上の問題点をあぶり出す過程において、公務員個人としてのモラルの低下の問題も出てくるとい、そこら辺については検証するという、そういうスタンスでいいという。

(行政管理課長)

そういうことになります。

(会長)

よろしいですか。その他、いかがでしょうか。

今後の検討の課題、今、事務局の方からありました課題だとか、視点だとか、それから今後の委員会の日程、スケジュールの提示がありましたけど、その中でここはちょっと抜けているとか、この点を加えたらとか、そういう点がありましたら出していただくといいと思います。

先ほど、最初の方のご意見の中で、佐川石灰問題、あれについては県庁なりになんか総括して再発しないように報告書なんかを作っているということですね。その辺の資料は出していただけますか。

(経営支援課長)

はい。そこは、次回、提出させていただきます。ご説明をさせていただきます。

(会長)

その他いかがでしょう。

先ほど、委員から出された問題は、やはり、組織の体質というか、言葉が適切かどうか分かりませんが、組織文化というか、そういう問題に関わる場所なので、そのレベ

ルまでは、やはり、議論すべきだと私も思います。

その他、よろしいですか。

検証の進め方につきましては、今後、委員会をやっていく過程で、委員の皆さんの方から、更に検討すべき課題だとか提案がございましたら、随時出していただくことについて、委員会の場で議論していきたいと考えています。

6 その他

(会長)

それでは、ご質問等ないようですので、今日、予定しました議事は、これで終わりということにさせていただきたいと思いますが、事務局の方で、次回、第2回委員会について、説明をお願いします。

(行政管理課長)

お手元の方に、第2回の県政改革に関する検証委員会の概要ということで1枚のペーパーでお配りしているかと思います。

次回は、5月30日の1時半から、お城の北側になりますけど、高知城ホールの2階「くすのき」で行わせていただきます。

内容につきましては、そこにございますように、事件の背景として同和対策についての説明。それから、高度化資金に関しますご説明ということにして、ここでは書いておりますが、先ほども、佐川石灰事件に関する資料のお話もありましたので、そういったことも併せてご説明をしたうえで、ご議論いただいてはどうかというふうに考えています。

それから、あと、第3回の検証委員会の進め方というところをご議論いただいて、というふうに考えています。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、次回、そういう予定で進めたいと思っています。

事務局が作っていただいたスケジュールは、だいたい、1カ月に3回ほど会があるようです。審議会ではこんなの初めてだなと思いますが。ですので、毎回、だいたい、2時間程度の予定時間がありますけど、議事の進め具合によって、早く終われる時は早く終わって、長くなる場合は多少延長してと、柔軟に運営していきたいと思っています。

今日は、少し時間は早めではありますが、一応の区切りがつかしましたので、第1回の委員会は以上で終了させていただきたいと思います。

委員の皆様、ご苦勞様でございました。